

射水市都市公園等ストック再編 基本計画について

射水市 令和8年3月策定

射水市議会報告会 産業建設常任委員会

計画策定の背景と目的

- 都市公園および公共施設緑地（その他公園）の多くが、設置から30年以上経過。老朽化に伴う修繕・更新・撤去の急増、樹木の成長により、今後の維持管理費の増大が懸念。
- 身近な公園緑地の管理・保全を地域型市民協働事業により実施しているが、高齢化等による担い手不足から継続が困難になると予想。
- 公園緑地の、配置適正化や機能の再編、統廃合の方針を示し、地域の実情に応じた適正な配置と施設整備を進め、利用ニーズの変化に対応した使いやすい公園づくりをめざす。

計画期間

- ・ 令和25（2043）年度までの、おおむね20年間。

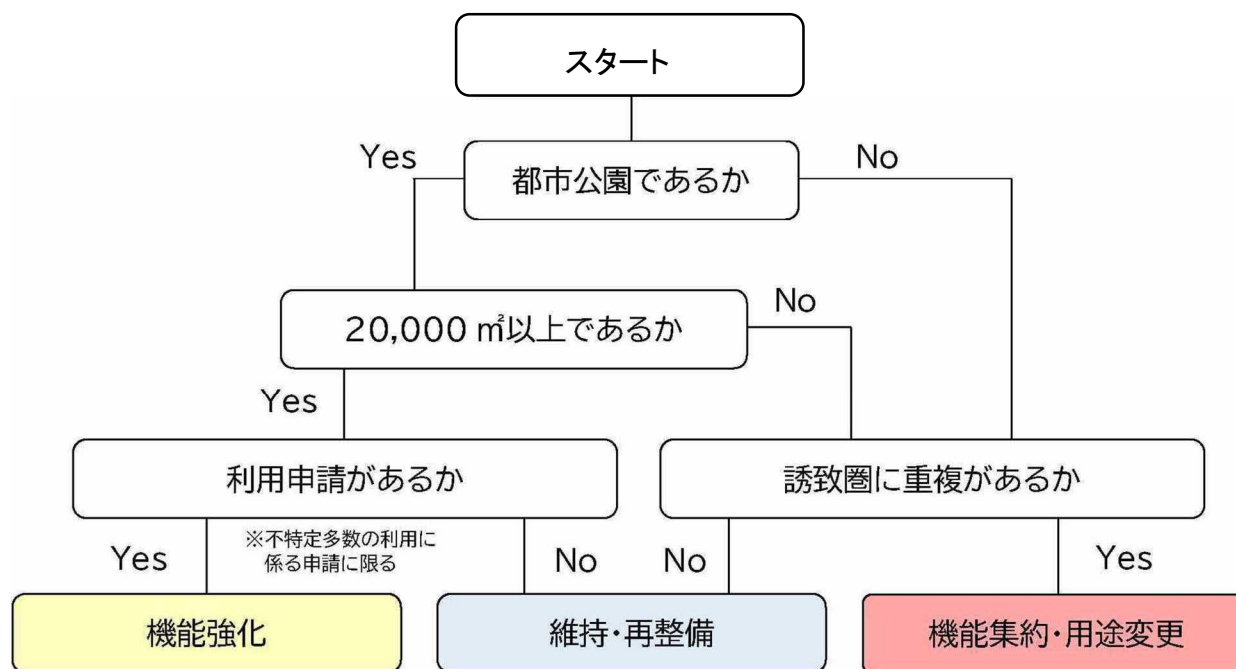
対象とする公園緑地

区分		内容	箇所	面積 (ha)
都市公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。	115	20.48
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区※当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。	9	17.50
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1kmの範囲内で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園(カントリーパーク)は、面積4ha以上を標準とする。	3	13.44
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。	1	9.36
	風致公園	主として風致を享受することを目的とする公園で樹林地、水辺地等の自然条件に応じ適切に配置する。	1	19.70
	歴史公園	史跡、名勝、天然記念物等の文化財を広く一般に供することを目的とする公園で文化財の立地に応じ適宜配置する。	1	1.58
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所当たり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む)	19	32.76
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。	1	0.95
施設緑地	その他公園	市が都市公園法に準じて管理する公園緑地(児童遊園地、小公園、公民館緑地など)	152	8.93
合計			302	124.70

再編の考え方

- 公園緑地の再編にあたって、見直しの方向性を「機能強化」、「維持・再整備」、「機能集約・用途変更」の3つに分類。

- ・見直しの方向性は、次のフローによって判定。



・ 判定結果

()内は「その他公園」の内数

見直しの方向性	内 容	公園緑地数
機能強化	近隣に居住する者の利用だけでなく、広域からも利用される重要度が高い公園緑地と捉え、現況の公園機能を維持するだけでなく、新たな機能を持つ施設の新設や改築を行うことで、魅力向上を図る。	6 (0)
維持・再整備	当該公園緑地が位置する街区に居住する者の利用を目的に、現況の公園機能や施設を維持する。また、必要に応じて利用状況や地域のニーズ・実情に合わせた再整備を行う。	3 2 (23)
機能集約 用途変更	地域のニーズを踏まえ、機能の分担・集約や、縮小・廃止による用途変更などにより、公園ストックの最適化と再編を図る。	2 6 4 (129)
合 計		3 0 2 (152)

主要施設の再編方針

公園緑地の主要施設(遊具、トイレ、パーゴラ・東屋)について、次のとおり見直しの方向性ごとに再編方針を定め、必要性、利用状況、施設の老朽度などを総合的に判断して再編に取り組む。

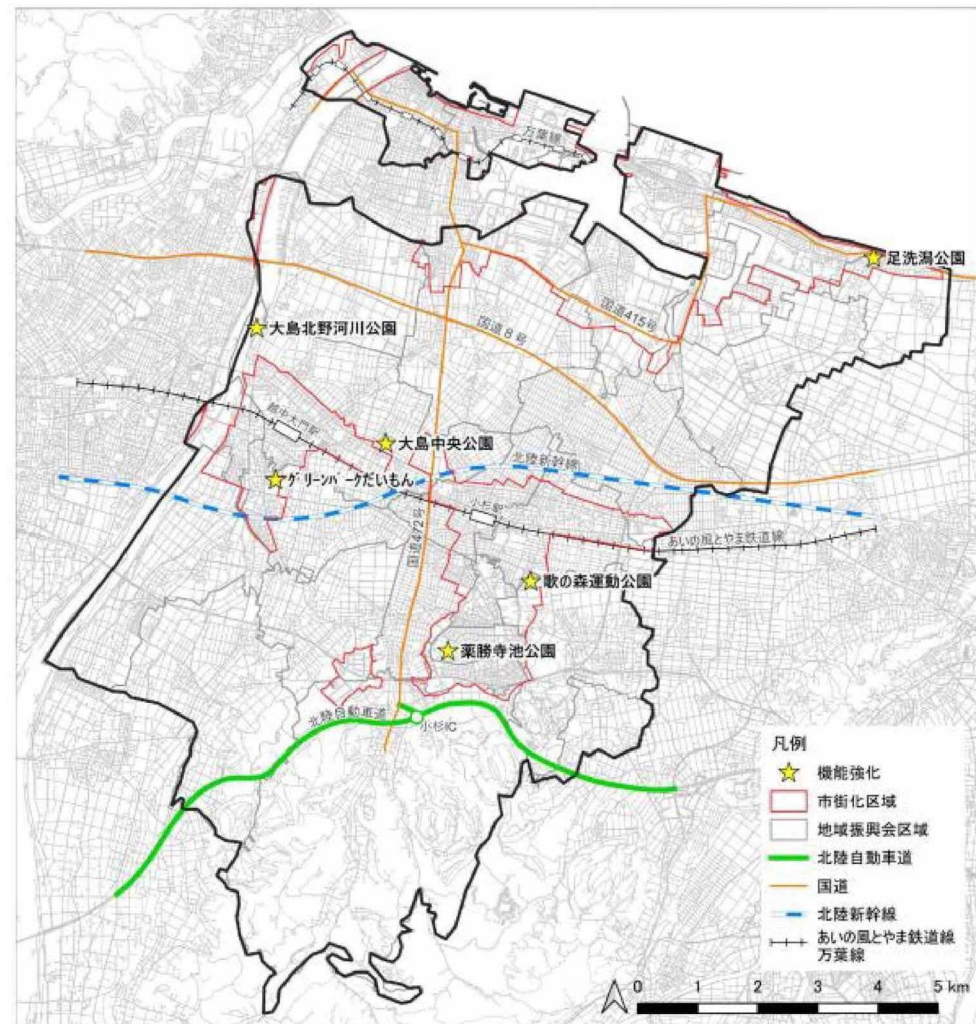
施設	見直しの方向性		
	機能強化	維持・再整備	機能集約・用途変更
遊具	重点的かつ計画的に 更新・新設	計画的に 更新・新設	機能分担や 集約、撤去
トイレ	更新または機能強化	計画的に 更新	撤去
パーゴラ 東屋	更新または機能強化	計画的に 更新	撤去

今後の取組み 1) 機能強化

6 箇所

足洗潟公園、大島北野河川公園、大島中央公園、グリーンパークだいもん、歌の森運動公園、薬勝寺池公園

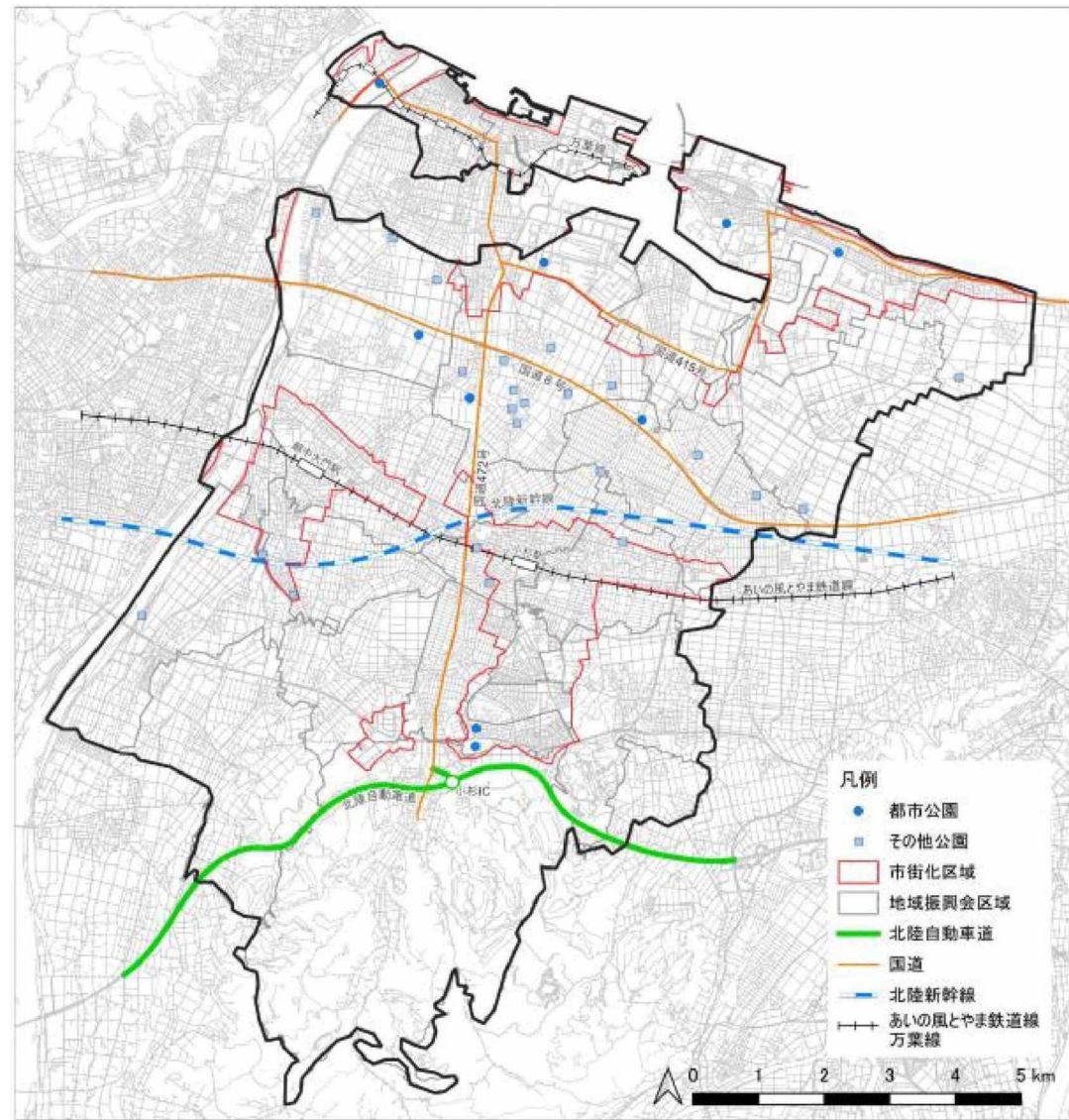
- ・ インクルーシブな遊具や健康遊具など様々な利用目的に応じた遊具整備
- ・ 歩きやすい園路、屋内遊具場、水遊びができる施設など利用価値を高める機能の追加
- ・ 駐車スペースや休憩施設の増設、トイレなど便益施設の更新
- ・ イベントなどで活用できる多目的スペースの再整備
- ・ 安全性・快適性に配慮した施設整備やフェンス、側溝蓋の設置
- ・ 防災機能を高める施設の整備



2) 維持・再整備

3 2 箇所

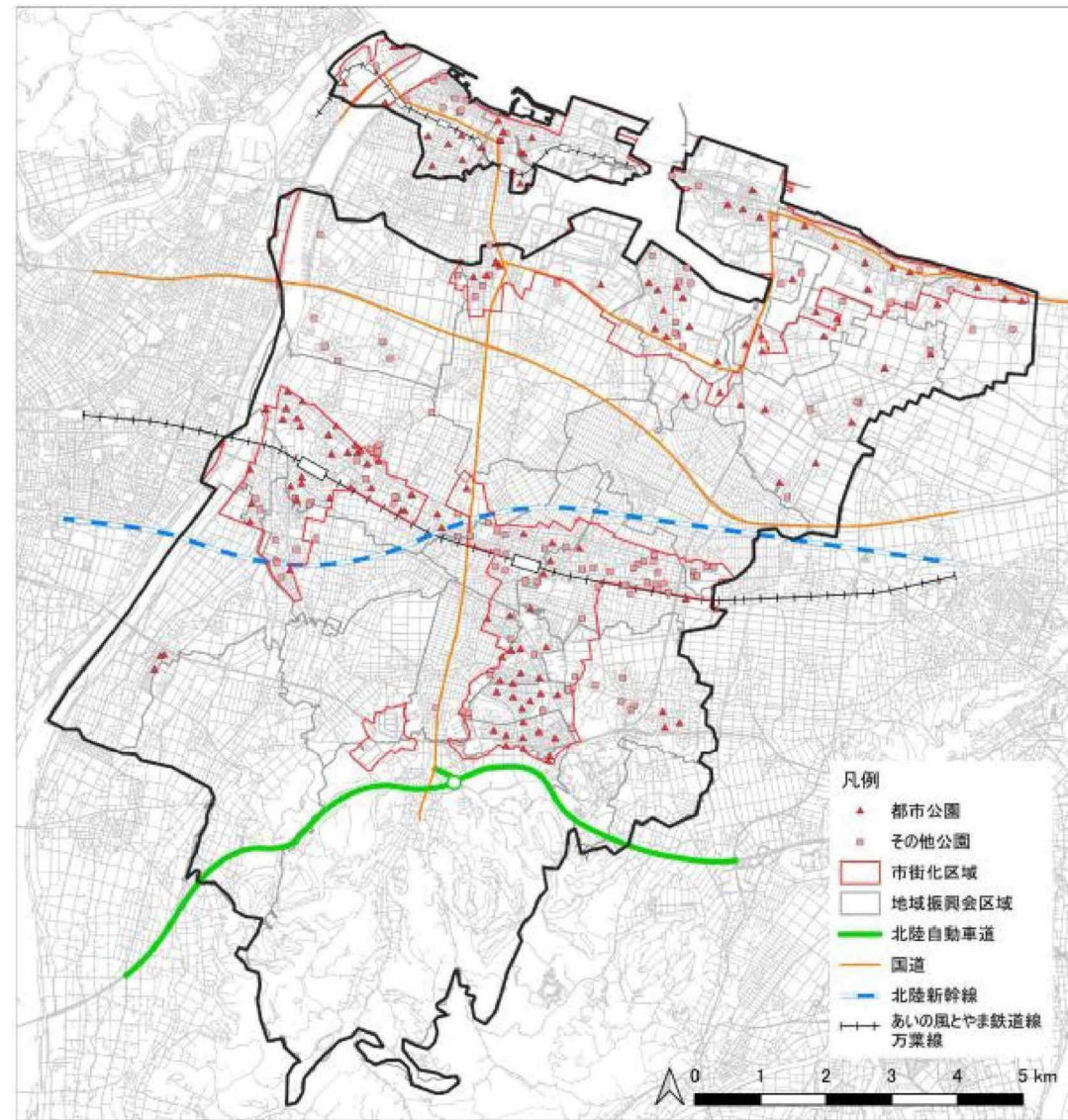
- ・ 遊具、トイレ、パーゴラ・東屋など老朽化施設の計画的な更新
- ・ 成長しすぎた植栽の計画的な管理
- ・ 安全性・快適性に配慮した施設整備やフェンス、側溝蓋の設置



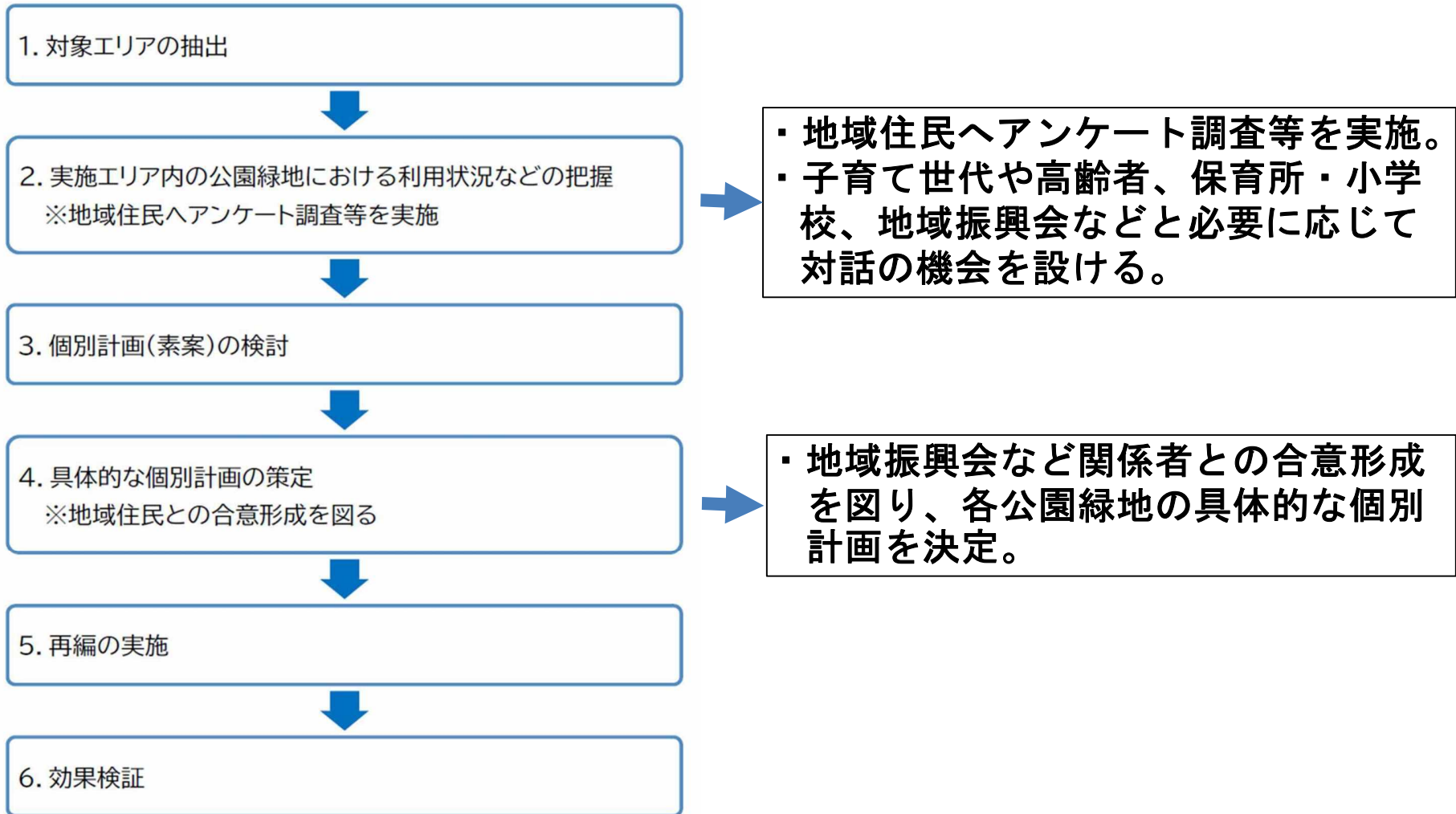
3) 機能集約・用途変更

2 6 4 箇所

- ・ 周辺で重複する遊具や広場の集約
- ・ コミュニティセンターや集会所周辺での駐車場化など、地域の実情に応じた用途変更
- ・ 高齢化が進む地域における維持管理しやすい施設整備の検討
- ・ 活用されていない公園緑地の統廃合や規模縮小の検討
- ・ 観光エリア周辺など駐車場が不足するエリアにおける多目的な活用の検討
- ・ 保育園の周辺など、必要性が高い公園緑地への機能集約
- ・ 企業団地内など立地特性に応じた用途変更や施設整備の検討



再編の進め方



目標設定と計画の進行管理

(1) 再編の目標指標

指標	現況 令和 7 年度	中間年次 令和 1 5 年度	目標年次 令和 2 5 年度
ストック再編に着手した 公園緑地数	—	3 0 箇所	6 0 箇所

(2) 本計画の管理と見直しについて

本計画は、令和 2 5 (2 0 4 3) 年度が目標年次となっているが、射水市緑の基本計画等の
関連計画の見直しにあわせ、本計画も定期的に検証・見直しを行う。

産業建設常任委員会での議論から①

・ 次の公園は、再編対象に該当するのか

①県営住宅内の公園。 (市当局) 該当しない。

②住宅団地開発においてつくられた公園。 (市当局) 該当する。

・ では、新しい宅地開発など、今後、新たな公園の造成はどうなる？

(市当局) 開発面積の3%を公園等にすることは法律で義務づけられている。
今後も進める。

・ 都市公園の縮小・廃止は法令で禁じられているのでは？

(市当局) 国が見直した。この計画を策定すれば可能となった。

産業建設常任委員会での議論から②

- 基本方針で「維持管理コストの適正化」をいうが、

- 「維持管理コストを減らす」を目的にするということか？

(市当局) 無駄な出費を減らし、本当に必要なものにお金を使う。

- コミュニティの中に広場は大事。

身近な公園が消えていくのではないかと危惧する。

- 町内会単位で気軽に集え、交流できる広場(公園)が必要と考えるが、この視点はあるか？

(市当局) 地域住民との合意形成をはかり、地域ニーズにそって再編をおこなう。

皆さんに利用してもらえる空間・場所づくりをすすめていく。